

コンミューンの事業のマイナスとプラス

パリ・コンミューンにかんする講演の摘要三篇*

九 コンミューンの事業。

そのマイナス——無自覚性（プルードン主義者、ブランキ主義者）

——非組織性 銀行を接収しなかった、
ヴェルサイユに進撃しなかった

——民族主義的、革命的言辞に熱中。（民族主義的分子の混入）

一〇 そのプラス——

(A) 政治的改革

α 教会の国家からの分離（71年4月2日）。

教会財産の収奪。教会へのあらゆる国家補助金の廃止。

無償の国民教育（四六ページ）

β 常備軍の廃止（71年3月30日）（46ページ）

労働者階級の政府 γ 官僚制の廃止。労働者の政府（49ページ）。Regierungsfähig〔統治能力ある〕。

(一) すべての官吏は選挙され、解任されうる（46ページ）。

71年4月1日

(二) 6000フラン以下の高くない給料（46ページ）

以前の官吏数の四分の一でやって
ゆけた——リサガレ、……ページ

δ 外国人の市民権完全所有（71年3月30日）—ドイツ人——コンミューンの閣僚（53ページ）。

ポーランド人の参加（ドンブロフスキー、ヴルブレフスキー）

コンミューンの旗は世界共和国の旗である

ε 市町村の自治（コンミューン）

一一 (B) 経済的改革

寄食者と放蕩者のパリの労働者のパリへの改造（55～56ページ）。

——パン焼職人の夜業の禁止（4月20日）（53ページ）。

——罰金の禁止（53ページ）。

——コンミューンは、ナポレオン三世によって零落させられた（展開すること）
パリの多数の小ブルジョアを自分のほうに引き寄せた（借金の支払猶予）
（51ページ）。コンミューン、農民に呼びかける（51ページ）。

——4月16日、放棄された工場を労働者の協同組合に引き渡す（54ページ）—

—工場の統計調査。

——婦人とのあらゆる同棲関係の（扶養その他の）義務

——すべての未亡人への扶助金支給(年金?)

* これらの摘要は、1904年3月9(22)日にジュネーヴでおこたった講演の基礎になった。摘要のなかの参照ページはすべて、マルクスの著作『フランスにおける内乱』1891年のベルリン版のもの(大月書店版『マルクス=エンゲルス全集』第17巻、293～344ページ)。摘要には、リサガレの著書『コンミュン史』やヴェイユの著書『フランス社会運動史』からとってきた事実もあげてある。

第41巻『パリ・コンミュンにかんする講演の摘要三篇』P111～116

1904年3月9(22)日以前に執筆